

柳津町訓令第48号

柳津町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柳津町（以下「町」という。）における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、移住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に居住等を目的として建築したが、現に使用等をしていない家屋及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売却若しくは、賃貸を行うことができる 権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 所有者等から申込みを受けて登録した情報を、町内への移住 等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへの登録を申し込む所有者等は、柳津町空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び柳津町空き家バンク登録票（様式第2号。以下「登録票」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めるときは、柳津町空き家バンク登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録できない。
 - (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの。
 - (2) 所有者等が、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年 法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団若しくは、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者。
 - (3) 相続等による登記が未了であるもの。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が空き家バンクへの登録が適当でないとするもの。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、柳津町空き家バンク登録完了書（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、当該登録の期間が終了したときは、第1項の規定により改めて登録することができるものとする。
- 5 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等であつて、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクに登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに柳津町空き家バンク登録変更届出書（様式第5号）に登録事項の変更内容を記載した登録票を添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、次の各号に掲げるときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を取り消すとともに、柳津町空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しないものとする。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 第11条第3項の規定により契約締結の報告を町長が受けたとき。
- (3) 柳津町空き家バンク登録取消願書（様式第7号）の提出があったとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) その他、町長が適当でないと認めたとき。

(情報公開)

第7条 町長は、空き家バンク登録台帳に登録された情報（柳津町個人情報保護条例（平成17年柳津町条例第17号）第2条第2号に規定する特定の個人を識別することができる個人情報とは除く。）をインターネットの利用又はその他必要な方法により公開することができる。

(利用登録)

第8条 利用希望者は、柳津町空き家バンク利用登録申込書（様式第8号）及び誓約書（様式第9号）により町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者の情報を柳津町空き家バンク利用者台帳（様式第10号）に登録し、当該登録が完了したときは柳津町空き家バンク利用登録完了書（様式第11号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

- (1) 登録物件に定住し、又は定期的に滞在して、町の自然環境及び生活文化等に対する理解を深め、かつ、地域住民と協調して生活できる者。
- (2) その他町長が適当と認めた者。

3 当該利用希望者が、暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは、同条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有している者であるときは、登録しないものとする。

4 第2項に定める登録の期間は2年とする。ただし、当該登録の期間が終了したときは、第1項の規定により改めて登録することができるものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに柳津町空き家バンク利用登録変更届出書（様式第12号）を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第 10 条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取り消すとともに、柳津町空き家バンク利用登録取消通知書（様式第 13 号）を当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第 2 号に該当するときは通知しないものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的等が第 8 条第 2 項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 次条第 3 項の規定により契約締結の報告を町長が受けたとき。
- (3) 空き家等を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められたとき。
- (4) 登録した事項に虚偽の記載があったとき。
- (5) 空き家バンク利用登録取消書（様式第 14 号）の提出があったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第 11 条 利用登録者は、柳津町空き家バンク物件交渉申込書（様式第 15 号）により町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該希望物件の物件登録者にその旨を柳津町空き家バンク物件交渉通知書（様式第 16 号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた物件登録者は、交渉の結果について遅滞なく町長へ報告するものとする。

(町の関与)

第 12 条 空き家等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、法令に基づき物件登録者と利用登録者が行うものとし、町長は直接関与しないものとする。

- 2 町長は、当該空き家等に関し、物件登録者と利用登録者の希望により、交渉、売買及び賃貸借の契約について、当該取引について資格を有する宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の規定による宅地建物取引事業者を紹介できるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。